

Date

No/

家庭用品を販売されている皆様へ

安全な家庭用品を 販売するための 衛生基準



京都市保健福祉局

家庭用品を販売されている皆様へ

安全な家庭用品を 販売するための 衛生基準

家庭用品とは？	2
試買検査とは？	3
どんな検査を実施しているの？	3
検査実績	3
違反が発見されたら？	3
規制化学物質の種類と健康被害， 及び家庭用品の規制基準	4
ホルムアルデヒドについて	6
販売店での安全対策	7
家庭用品の自主基準について	8
「有害物質を含有する家庭用品の 規制に関する法律」について	9



家庭用品とは？

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが毎日使っている生活用品のことを言います。家庭用品には、その性能や機能・品質の向上のために様々な化学物質が用いられています。<例：酸，アルカリ，防菌・防虫剤，樹脂加工剤，防炎加工剤，有機溶剤など>

しかし、時と場合によっては、これが原因で健康被害を起こすこともあります。

このため、一部の化学物質に対しては、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（以下「家庭用品規制法」といいます。）において、その使用の基準が定められています。

京都市では、市内で製造や販売されている家庭用品の「試買検査」や、製造施設等の調査を実施し、家庭用品に含まれる有害物質による健康被害の未然防止を図っています。

規制のある家庭用品の一例



手袋



乳幼児用帽子



スプレー類



乳幼児用ドレス



下着



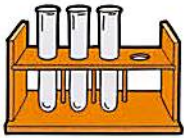
洗剤



試買検査とは？

家庭用品規制法に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、安全性を確認し、健康被害を未然に防止することを目的に、百貨店や専門店など家庭用品の販売店舗等で検査のため商品を買上げることを「試買」と言います。

京都市では、毎年度「試買計画」を策定し、試買した家庭用品の検査を衛生環境研究所で実施しています。



どんな検査を実施しているの？

家庭用品規制法で基準が定められている物質の家庭用品への使用が、適切に守られているか確認を行っています。

主な検査検体は次のとおりです。

- ・乳幼児用製品（おしめや靴下、下着など）
- ・住宅用・家庭用の洗剤、化学製品（家庭用接着剤やワックスなど）
- ・寝衣、寝具、カーテンなど



検査実績

過去3年間における京都市が実施した試買検査の結果は次のとおりです。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
購入数量	638	633	638
検査項目数	667	661	666
違反件数	0	0	0

最近の検査では違反は発見されていません。



違反が発見されたら？

検査の結果、違反が発見された場合、家庭用品の販売店を調査するとともに、その商品の製造者や輸入者を管轄する自治体に通報し、違反する商品が市場に流通しないための対策を講じるよう改善指導を行い、健康被害の未然防止を図ります。



規制化学物質の種類と健康被害、 及び家庭用品の規制基準

現在までに、次の20物質が健康被害を起こすことが明らかになったために、規制されています。規制基準は以下のとおりです。

有害物質・規制化学物質	使用用途	主な健康被害	対象家庭用品	基準	
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	粘膜刺激、皮膚アレルギー	〈乳幼児用繊維製品〉 おしめ・おしめカバー・よだれ掛け・下着・帽子・寝具・寝衣・手袋・くつした・中衣・外衣	検出しないこと (吸光度差 0.05以下又は 16 μ g/g (ppm) 以下)	
			〈乳幼児用以外の繊維製品など〉 下着・寝衣・手袋・くつした・たび・接着剤 (かつら・つけまつげ・つけひげ・くつした止め用)	75 μ g/g (ppm) 以下	
ディルドリン	防虫加工剤	肝機能障害、中枢神経障害	〈繊維製品〉 おしめカバー・下着・中衣・外衣・手袋・くつした・寝衣・寝具・帽子・床敷物・家庭用毛糸	30 μ g/g (ppm) 以下	
D T T B		肝臓障害、生殖器障害 経皮・経口急性毒性			
有機水銀化合物	防菌・防カビ剤	中枢神経障害、皮膚障害	〈繊維製品〉 おしめ・おしめカバー・下着・よだれ掛け・手袋・くつした・衛生バンド・衛生パンツ 〈化学製品〉 家庭用接着剤・家庭用塗料・家庭用ワックス・くつ墨・くつクリーム	検出しないこと	
トリフェニル錫化合物					皮膚刺激性 経皮・経口急性毒性
トリブチル錫化合物					
A P O	防炎加工剤	造血機能障害、生殖機能障害 経皮・経口急性毒性	〈繊維製品〉 寝衣・寝具・カーテン・床敷物	検出しないこと	
T D B P P		発がん性			
B D B P P					
塩化水素	洗浄剤	皮膚障害、粘膜の炎症 吸入による肺障害	住宅用の洗浄剤 (液体) ただし、塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く	10%以下	
硫酸					
水酸化ナトリウム		皮膚障害、粘膜の炎症	家庭用の洗浄剤 (液体) ただし、水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有する製剤たる劇物を除く	5%以下	
水酸化カリウム					
塩化ビニル	噴射剤	発がん性	家庭用エアゾル製品	検出しないこと	
メタノール	溶剤	視神経障害		5W/W%以下	
トリクロロエチレン	溶剤	肝障害、腎障害 中枢神経障害、皮膚障害	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下	
テトラクロロエチレン		肝障害、腎障害、中枢神経障害			
ジベンゾ [a, h] アントラセン	木材防腐・防虫剤	発がん性	クレオソート油を含有する家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤	10 μ g/g (ppm) 以下	
ベンゾ [a] アントラセン			クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	3 μ g/g (ppm) 以下	
ベンゾ [a] ピレン					

(注) ●D T T B: 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオロメチルベンズイミダゾール
●A P O: トリス (1-アジリジニル) ホスフィンオキシド
●T D B P P: トリス (2,3-ジブロムプロピル) ホスフェイト
●B D B P P: ビス (2,3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物

※ 住宅用洗浄剤及び家庭用洗浄剤については、下記の容器試験の基準もあります。
 ・漏水試験：容器を上下逆にして液漏れがないこと。
 ・落下試験：落として容器の破損・液漏れがないこと。
 ・耐酸性・耐アルカリ性試験：長時間放置して内容液による容器の腐食などがないこと。
 ・圧縮変形試験：開封後の容器を持ったときに弱い力でも液がひどく飛び出さないこと。
 (以上の各試験による所定の容器強度を有すること。)



ホルムアルデヒドについて

ホルムアルデヒドは他の規制物質と比較して基準違反を起こすケースが多く、健康への影響が懸念されるため、ここで詳しく説明します。

ホルムアルデヒド（ホルマリン）は刺激性の強い物質で、一定濃度以上のホルムアルデヒドがついている衣類を着ると発疹などの皮膚障害を引き起こすことがあります。このため、直接皮膚に長時間接する衣料品などにホルムアルデヒドの基準が定められています。

■ 乳幼児用（生後24ヶ月以内）繊維製品のホルムアルデヒドの規制基準

対象乳幼児用繊維製品：

おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、帽子、寝具、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣

- (注) ●中衣…ブラウス、ワイシャツ、Tシャツ、ポロシャツなど
●外衣…カバーオール、ドレス、ズボンなど
●寝衣…ねまき、パジャマなど
●寝具…枕、ふとん、シーツなど



基準：検出しないこと

（所定の試験方法（アセチルアセトン法）で吸光度差0.05以下又は
16 μ g/g (ppm) 以下）

乳幼児用繊維製品については、

- ・赤ちゃんが繊維製品をなめることが予想される。
- ・赤ちゃんはホルムアルデヒドに対するアレルギーを起こす可能性が高い。
- ・赤ちゃんの皮膚感受性が高い。

という理由から、検出してはならないことになっています。

■ 乳幼児用以外の繊維製品などのホルムアルデヒドの規制基準

対象製品：下着、寝衣、手袋、くつした、たび、

かつら・つけまつげ・つけひげ・くつした止め用の接着剤

基準：75 μ g/g (ppm) 以下

■ ホルムアルデヒドの基準違反がおこる原因

(1) 製品自体に製造過程でホルムアルデヒドが使用されている。

ホルムアルデヒドは繊維製品のしわや縮みを防止するために樹脂加工剤として使用されたり、接着芯の接着剤に含まれていたりします。

最終製品までに水洗いなどの処理が十分でなかった場合、ホルムアルデヒドが過量に残ります。

(2) 製品自体にはホルムアルデヒドが使用されていないが、保管・流通・販売の過程で、他のホルムアルデヒドが含まれているものから**移染**する。

ホルムアルデヒドは揮発しやすいため空気を介して周囲の繊維に吸着されてしまうことがあります。このため、ホルムアルデヒドの発生源が近くにあれば、製造段階で使用していない衣料品からホルムアルデヒドが検出される「**移染**」という現象が起こることがあります。



販売店での安全対策

- (1) 商品を仕入れる時は、検査証明書などを確認し安全な商品を仕入れましょう。
- (2) 特に乳幼児の繊維製品については、保管・流通・販売時の移染を防止するために次の点に注意を払うよう心がけましょう。

- 売場や保管場所はベビー用品コーナーなどのように他の製品と区別して陳列や保管をする。
- ポリエチレン袋などの包装をして販売する。



- 消費者がサイズなどを確認する際には、できるだけ見本品を用意する。
 - サンプルがなく販売用商品を用いた場合には、用が済み次第速やかに袋に戻すようにする。
 - 店舗の新設又は改装後にはホルムアルデヒド濃度が高くなることもあるので、包装販売を徹底する。
- (3) 品質管理責任者を置き、自主管理に努めましょう。
 - (4) ホルムアルデヒドは水に溶けやすいので、洗濯すれば、ほぼ取り除くことができます。家庭では、新しく買った赤ちゃんの肌着や下着などは一度洗濯してから使うように気をつけましょう。

家庭用品の自主基準について

法律で規制基準のあるものとは別に、家庭用の洗浄剤やカビ取り剤など一部の家庭用品について、厚生労働省の指導により家庭用品に関する安全衛生自主基準を制定している業界団体があります。現在、以下の家庭用品について、安全衛生自主基準が設けられています。

【対象家庭用品】

- ウェットワイパー類
- 家庭用カビ取り剤
- 家庭用生活害虫防除剤
- 家庭用洗浄剤
- 家庭用シミ抜き剤
- 一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤
- コンタクトレンズ用洗浄剤・保存剤・洗浄保存剤 等
- 綿棒
- 洗浄剤・漂白剤 等



「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」について

この法律は、家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するために、家庭用品に使われている有害な化学物質を規制することを目的にして、昭和49年から施行されています。

■ 事業者の責務

家庭用品の製造又は輸入業者は、家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、当該物質により人への健康被害が起こらないようにしなければなりません。（第3条）

■ 販売等の禁止

家庭用品の製造、輸入及び販売業者は、基準に適合しない家庭用品を販売、授与又は販売若しくは授与の目的で陳列することはできません。（第5条）

■ 回収命令

基準に適合しない家庭用品が販売された場合、行政からの回収命令等必要な措置がとられます。また、基準の定められていない家庭用品についても、人の健康に重大な被害が生じた場合には同様の措置がとられることがあります。（第6条）

■ 立入検査

家庭用品衛生監視員は、家庭用品の製造、輸入、販売者に対し、必要な報告を求めたり、帳簿、書類その他の物件を検査させたり、試験に必要な限度において当該家庭用品を無償で収去することができます。（第7条）

■ 罰 則

基準違反商品を販売したり、回収命令等に従わない場合、懲役や罰金に処せられます。また、家庭用品衛生監視員の立入検査や家庭用品の収去を拒んだり、虚偽の報告をした場合は罰金に処せられます。（第10条、第11条）



■ お問い合わせ先

- 京都市保健福祉局保健医療課食品安全担当
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL.222-3429
- 京都市衛生環境研究所生活衛生部門
京都市中京区壬生東高田町1番地の2
TEL.312-4941

発行：京都市保健福祉局保健医療課
京都市印刷物第253070号
平成25年8月発行

